

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会から、管理職員の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給与体系の実現と処遇改善について勧告がなされたことを受け、幼稚園教育職員のうち管理職員に係る給与制度の見直しを行います。

【条例改正の内容】

①平日における管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間帯を拡大します。

午前零時から午前5時まで → 午後10時から翌日午前5時まで

②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日